

(第6号別紙)

令和7年度 第2回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和7年10月27日(月) 午前10時から午前11時

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(11名)	小山田 なおと	市川市議会議員
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	高橋 昌代	市川南大洲地区民生委員 児童委員協議会 会長
	石井 智子	市川市PTA連絡協議会 理事
	小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
	河部 純	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室 室長
	金田 剛	市川市立下貝塚中学校 校長
	松本 啓祐	市川市立若宮小学校 校長
	戸枝 秀行	道路交通部 次長

4 事務局

池田 淳一	学校教育部 部長
小島 信也	学校教育部 次長
小林 義行	学校教育部 次長
森角 有和	学校教育部 義務教育課 課長
磯野 純一	学校教育部 義務教育課 主幹
菊地 沙織	学校教育部 義務教育課 副主幹
大野 友絵	学校教育部 義務教育課 副主幹
小宮 孝幸	学校教育部 義務教育課 副主幹

5 教育委員会挨拶

6 審議会会長挨拶

7 報告事項

- (1) 令和7年度 在学児童生徒に係る指定学校変更等について(中間報告)
- (2) 令和8年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について(報告)

8 その他

【増田会長】

只今から、令和7年度第2回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。それでは、報告事項にそって進めます。

はじめに報告事項（1）「令和7年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について」事務局から報告してください。

【事務局】

それでは、初めに報告事項（1）令和7年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等」につきまして、今年度も半年が経過いたしましたので、10月1日時点のデータでご報告いたします。

市川市立の小学校、中学校及び義務教育学校では、居住する住所によって就学すべき学校が定められております。指定された学校に通学することが原則ですので、通学する学校を自由に選べるというものではありませんが、やむを得ない事情がある場合は、指定学校変更許可基準に準じて指定学校変更の申請を受け付けております。指定学校の変更は、許可基準に適合していることと、受け入れる学校の施設に余裕があること、通学距離が適正で、安全性が確保されること等の条件にあてはまる場合に申請が可能となり、条件に適合しない場合は、指定学校変更の申請が認められない場合もあります。

令和7年度指定学校変更許可基準につきましては、小学生は15ページ、中学生は17ページに記載しております。

令和7年度在学年児童生徒に係る指定学校変更の具体的な申請数につきましては、1ページをお願いいたします。全体としての申請数は、小学校が117件、中学校が37件でした。小学校・中学校の指定学校変更の申請理由としては、5番目の事由であります、「従前の学校」つまり、市内で引っ越しをしたが、引き続き前の学校に通いたいたためが多数となっております。小学校が85件、中学校が20件でして、小学校では指定学校変更件数全体の約7割、中学校でも、全体の約5割以上を占めております。

6番目の「事前転入」つまり、住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または、新築により事前に転入学をするためという理由は、小学校で7件、中学校で1件となっております、7番目の「友人関係」という理由での申請につきましては、小学校が5件、中学校が4件となっております。

8番目の「距離が近い」つまり、希望する学校が指定された学校より近いためという理由では、小学校が12件、中学校が4件でした。

9番目の項目の「兄弟姉妹」つまり、兄弟一緒の学校に就学させたいためでの申請は、小学校が1件となりました。

11番目の「その他」の申請につきましては、小学校が7件と中学校が6件となっております。小学校7件の「その他」の内訳は、主な理由といたしましては、特別支援学級入級のため、特別支援学級に在籍していたが通常級への転籍のためとなりました。中学校6件の「その他」の内訳は、自校にない部活動へ入部するためが主な理由となっております。

続いて、2ページをお願いいたします。今年度4月から9月までの区域外就学についてです。

区域外就学申請とは、市川市外に住民登録がある市内在住以外の方が特別な事情により、市川市内の小学校、中学校を希望し、市川市教育委員会に申請することをいいます。全体の件数としましては、小学校が27件、中学校が13件でした。

区域外就学の主な理由としましては、5番目の「従前の学校」つまり、市外に住民票を異動したが、引っ越すまで前の学校に通学するためが小学校で13件、中学校は5件でした。

また、6番目の項目の「事前転入」つまり、住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するためが小学校で10件、中学校で2件でした。

11番目の「その他」の項目ですが、小学校が4件、中学校が6件となっております。「その他」の内訳としましては、10件全て国立国府台病院に入院し、院内学級のある学校を希望するためとなっております。

以上、令和7年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について、10月1日現在の中間報告でした。よろしくお願いいたします。

【増田会長】

説明ありがとうございました。報告事項（1）の報告でした。ご質問やご意見等はございますか。

【石原委員】

2ページの中学校の区域外就学の6番目の事由「事前転入」について、小学校が10件と多くなっておりますが、申請している事前転入先について特徴があれば教えてください。心配な点としまして、柏井小学区が現在開発をしており、柏井小学区に事前転入者が集中している等の特徴があると、柏井小学校の教育環境について、いろいろな問題が出てくる可能性があるのではと思いました。

【事務局】

区域外就学における事前転入の申請につきましては、昨年度10月時点で1件だったところ、令和7年度は10件と多くなっております。事前転入を申請した10名の就学先につきましては、信篤小学校、二俣小学校、富美浜小学校、中山小学校、妙典小学校、国分小学校、南新浜小学校となっており、どこか1つの地域に集中しているという特徴はございませんでした。

【増田会長】

続いて、報告事項（2）「令和8年度新入学に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について」事務局から報告してください。

【事務局】

続きまして、報告事項2「令和8年度 新入生に向けて 児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について」をご説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。「令和7年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒数と学級数の推計」です。

こちらは、現在の市内在住のお子さんの数を基にした令和12年度までの小学生・中学生の児童・生徒数の推移となります。なお、こちらの推計は、特別支援学級在籍の児童生徒数は含まれておらず、通常学級の児童生徒を対象としたものとなります。

まず、資料の上段、小学生の児童数につきましては、若干ではありますが少しずつ減少する傾向となっております。また、学級数につきましても、右の表とグラフにありますように、少しずつ減少していくという推計となっております。

資料の下段、中学生の生徒数につきましては、若干の増減があり、令和12年度まではほぼ横ばいとなっております。

また、学級数につきましては、増加傾向となっております。その理由といたしましては、4ページの資料の上の段をご覧ください。こちらは、1クラス何人で編制するかという基準を示したものになります。令和3年の法律改正により、小学校の全ての学年で1クラス「35人学級」の導入が令和3年度より段階的に行われてきました。そして、令和8年度から中学校でも35人学級を段階的に導入していくという定数改善を受け、令和10年度には、全ての中学校で1年生から3年生までが35人学級となる予定となっております。まだ、正式な通知は来ておりませんが、あくまで小学校の実例に基づく、令和8年度には、中学1年生が35人学級、令和9年度には中学2年生までが35人学級、令和10年度には中学3年生までの全てが35人学級となる見込みであり、そのため、中学校の学級数の推計につきましても増加傾向となっております。

続きまして、4ページの下の段をご覧ください。ここからは制限をかけている学校ごとの児童数及び

学級数の推計となります。10ページまでの表は令和8年度の入学時、指定学校変更の際に、制限校とする学校となります。制限校につきましては、学校と協議の上、学区外から入学できる人数を決め、決定しております。制限をかける理由としましては、各学校の教室数や、給食の提供数など、様々な教育的な環境を考慮しながら、児童生徒数の上限を設定しています。児童生徒数が、学校の教育環境を維持することが難しい場合には、学区外からの申請を制限したり、上限を超えた場合に抽選を実施したりすることで、教室不足等への対応をしております。

学校ごとの表は、5年後までの学校規模の推計となります。こちらは、各学校の学区の年齢別人口に、過去の1年毎の増加率と、入学の際の就学率を反映させたものです。就学率には、転居率や私立学校への入学者数、指定学校の変更者数などが含まれており、実際に入学した過去3年間の実績をもとに作成しております。あくまでも、教育委員会内部での、今後の教育環境整備のために使用している推計であるため、実際の入学数とは誤差が生じる場合があります。

令和8年度新入学 指定学校変更の制限校につきましては、上限を設定し、上限を超えた場合は抽選を行う小学校として、学校番号順に、5ページの八幡小学校、宮田小学校、富貴島小学校、6ページの菅野小学校、7ページの妙典小学校の5校となります。

中学校では、8ページに記載しております第二中学校、第三中学校、第四中学校、9ページの第六中学校、福栄中学校、大洲中学校、10ページの妙典中学校の7校となります。

また、10ページに記載しております義務教育学校の塩浜学園が対象となります。

お伝えさせていただきました13校のうち、令和8年度より新たに制限校として菅野小学校と大洲中学校が対象校となりました。菅野小学校につきましては、令和7年度の指定学校変更の希望者が33件と多くあったことや、特別支援学級の在籍者数についても増加傾向にあるという状況から、制限校にすることとなりました。

大洲中学校につきましては、入学の際の就学率は高くはないものの、教室数の状況から制限をかけることとなりました。

お伝えさせていただきました13校につきましては、特別教室を含め、普通教室等、教育活動に必要な教室が不足しておりますので、指定学校変更の申請が終了した後、学校と相談しながら、場合により抽選を行う等、調整を行ってまいります。

続きまして、4ページの市川小学校、6ページの鬼高小学校と信篤小学校、7ページの新浜小学校につきましては、学区内の人口増加が今後も続くことと、特別教室を含め普通教室も余裕が全くない状況となっております。学区外から児童を受け入れますと、学校の教育環境を維持することが厳しくなりますので、学区外からの受入れが難しい状況となっております。そのため、来年度の入学生につきましても、兄・姉のいる児童のみの受付となります。

また、7ページの大和田小学校ですが、大和田小学校も教室不足の状況が続いておりますので、昨年度と同様に、兄弟が在籍している場合と、指定された学校よりも距離が近い方を対象に受け付けいたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。

こちらは、来年度新1年生の指定学校変更の制限校を地図にまとめたものとなります。水色の表示は、上限を定めて制限を行う学校となりまして、小学校は5校、中学校は7校、義務教育学校の塩浜学園が1校となります。ピンク色の表示の学校は、兄弟が在籍している場合のみ受入れる学校で、小学校が4校、市川小学校、鬼高小学校、信篤小学校、新浜小学校となります。黄色の表示は、兄弟が在籍している場合と、指定された学校よりも近い場合は申請が可能となる学校となりまして、大和田小学校となります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

こちらは、10月24日に新入生の保護者に向けて郵送しました入学通知となります。実際に保護者の方には、圧着式のハガキサイズの通知書をお送りしております。

まず、申請方法につきましては、昨年度と大きく変更になった点はありません。受付期間は、11月4日（火）から15日（土）までとなります。平日は、午前9時から午後5時まで、土曜日は、8日（土）は南行徳市民談話室にて、15日（土）は市役所第2庁舎にて、午前10時から午後3時まで行います。

続きまして、14ページをお願いします。郵送での申請受付は、申請理由が、希望する学校が指定された学校よりも近いと、義務教育学校等への通学を希望するための2つの理由について行います。

上限を設定している学校につきましては、人数を超えた場合は抽選を行います。12月1日（月）に抽選の有無を発表し、抽選を行う場合の抽選日は12月8日（月）の予定です。

以上、令和8年度の新入生児童生徒数の増加傾向と指定学校変更の制限についての報告となります。よろしくお願いいたします。

【増田会長】

ありがとうございました。報告事項（2）の報告でした。ご質問やご意見等はございますか。

【小山田委員】

1点目に、児童・生徒数の推計の算出方法について教えて頂きたいと思います。3ページに記載されている令和7年度の年齢別人口を基準として減少率を引かれていると思いますが、減少する人数をどのように算出されているのか教えていただきたいと思います。2点目に、これまで算出された推計のデータは、実際にどれだけ当たっていたのかも併せて教えていただきたいと思います。

【事務局】

1点目の児童・生徒数の推計の算出方法についてご説明させていただきます。こちらの推計の算出方法につきましては、住民基本台帳上の年齢別人口に、過去3年間の各学校の入学率を乗じることにより算出しております。減少率については、令和7年度の年齢別人口を基準にして引いているものではなく、令和7年度5月1日現在を100%の基準とした場合に、先述した推計方法によって算出された児童生徒の総数を出し、その総数を令和7年度と比較した割合を減少率と掲載しております。

2点目について、推計値と実数が実際にどれだけ当たっていたのかは、確認しておりませんのでわかりませんが、あくまでも義務教育課で算出した方法になるので、一定の誤差は生じております。

【小山田委員】

ありがとうございます。この人数が減るということについてはどのように算出されているのでしょうか。例えば、令和7年度でいうと小学生2万1千815人ですが、令和12年度は1万9千855人になっています。減少率を先に決めて数字をかけているのでしょうか。

【事務局】

こちらの児童・生徒数については、減少率ありきで算出しているわけではなく、先程の説明で申し上げました各学校の3年間の入学率を住民基本台帳の年齢別人口に掛け合わせて算出しております。

始めに減少率ありきと考えているのではなく、推計値より算出した児童・生徒数の総数を見て、増えているか減っているかを確認しております。

資料下段の中学校の学級数については、増えているところもあるので、「減少率」ではなく「増減率」と表記しなければいけなかったと思います。児童・生徒数や学級数については、教育委員会で算出した推計値より増減する場合がありますので、資料の「減少率」という表記につきましては、「増減率」と表記させていただいた方がわかりやすかったと思います。申し訳ありませんでした。資料を掲載する際には、修正させていただきます。

【小山田委員】

人口の推移については、市川市でもいろいろな課で推計を出していると思います。その辺のデータも参考とすることも一つかなと思います。また、新しい開発でマンション建設が予定されたときには、人口の増加が予想されるかと思います。そのようなマンション建設による人口増加についても、義務教育課での推計には加味されているのか教えてください。

【事務局】

大型マンションにつきましては、最近では大洲地域にリーフシティ市川ザ・タワーの大型マンション建設が行われています。大型マンションの建設予定の話がありますと、義務教育課にも建設業者より連絡をいただき、マンションの戸数や学区の確認をさせていただいております。必要であれば、建設業者に類似したマンションの出現率をご提供いただき、義務教育課での推計に足し込み算出させていただいております。

なお、補足ですが、現在の義務教育課の推計には、大洲のリーフシティ市川ザ・タワーのマンションの出現率から算出した増となる見込みの児童生徒数も加味しております。

【石原委員】

学区外からの受け入れについて、制限を定める学校が増えていく傾向は否めないところであります。令和8年度については、新たに菅野小や大洲中も加わりました。制限を定める学校が増えると、新一年生を迎える保護者の中には、「なんでだろう」という疑問を持たれる方も多いと思います。制限をかけなければならない理由には、教室不足ということが大きくあります。学校としては教室不足であるという認識でも、保護者から見ると、何も使わないでいる教室がある。教室は不足していない、と感じられている方もいるのではと思います。しかし、教室として活用していない教室でも、学校としては非常に重要な場所であったりします。普通学級として使用する教室にプラスして、学校運営上必要な教室数の基準のようなものや、学校と教育委員会内での申し合わせのようなものがあれば教えていただきたいと思います。また、無いようであれば、どのような観点でこの学校は教室不足だと判断しているのかを教えてください。

【事務局】

普通学級として使用する教室にプラスして、学校運営上必要な教室数の基準は、特にないというのが回答にはなります。義務教育課では、夏に各学校に訪問させていただき、義務教育課より算出している児童・生徒推計を基に、各校の校長先生および教頭先生とご相談させていただいた上で、入学予定の児童生徒数に対応できる余裕教室があるかどうかを確認しています。例えば、ある学校では新1年生が5学級以上になると、教室数の確保ができず受け入れは難しいという学校と教育委員会の判断になります。

【石原委員】

普通学級として使用する教室にプラスして、どのくらいの余裕教室が必要だということは教育委員会として提示してもいいと思います。私は現場を離れて9年くらいになりますけれども、当時も少人数で算数をやるとしたら各学年にプラス1教室はどうしても必要でした。また、着替えについても更衣室のための場所がない学校は、教室の真ん中にカーテンを引けるようにして、前後で着替えるように工夫するなどの対応をしていることもありました。3年生以上は、学年プラス1教室は絶対に必要だろうと元校長としては思います。

それから、市川市はゆとろぎと校内支援センターという教室がありますので、この2教室も必要となります。これらの条件を考えると、普通学級として使用する教室にプラスして6教室ということを基準

にしても良いのではないかと感じます。本来はこれくらいの教室数が必要であるということを示すことができれば、空いている教室ではなく、学校運営上必要である教室数だという説明ができるのではないかと思います。

また、先ほどゆとろぎと校内支援センターのお話をさせていただきましたが、学校によっては、この2つを1つの教室で対応している学校もあると聞きました。ゆとろぎと校内支援センターでは利用する子どもたちの様子は全く違うので、1つの教室で対応するという事は、非常に運営しにくいことだと思います。

先ほどお伝えした通り、教育委員会として、このくらいが学校運営上必要な教室数であるということをおある程度示した方が明確に説明できると思いますので、ぜひその辺をご検討いただきたいと思います。

【増田会長】

報告事項は、以上になりますが、全体を通して、何かございますでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、令和7年度第2回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を閉会いたします。事務局に戻します。

【森角課長】

皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局より、事務連絡をさせていただきます。

【事務局】

次回、第3回通学区域審議会につきましては、年が明けた令和8年1月下旬から2月の第1週目あたりの開催を予定しております。時間につきましては、午前中を予定しております。日程の候補が決まりましたら、今回と同様にご連絡をさせていただきます。事務連絡は、以上となります。

【森角課長】

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。お気をつけて、お帰りください。

令和7年10月27日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会
会 長 増 田 貞 幸